

各都道府県動物薬事主務部長 殿

農林水産省消費・安全局長

「薬事法関係事務の取扱いについて」の一部改正について

本年4月1日から、動物用医薬品等の承認審査等の効率化を目的として、承認審査及びこれに関連する事務については、動物医薬品検査所において一括して行うこととなります。これに伴い、「薬事法関係事務の取扱いについて」(平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、同日から施行することとしましたので、お知らせします。

なお、別添のとおり社団法人日本動物用医薬品協会理事長、社団法人全国動物薬品器材協会理事長あてに通知したことを申し添えます。